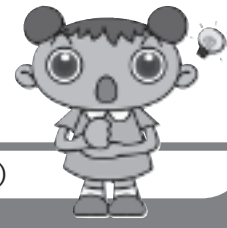




環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

浄化槽を使用している皆さまへ

浄化槽とは、し尿や生活排水の汚水を微生物の力によってきれいに処理し、河川などに流す装置です。

そのため、浄化槽の適正な維持管理がされていないと地域の河川や水道水の水源地を汚してしまいます。

①維持管理について

保守点検は、長野県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に、清掃は、御代田町に許可を受けた浄化槽清掃業者に委託しましょう。また、法定検査は指定検査機関に依頼してください。

②使用上の注意

浄化槽は「微生物」の働きを利用して汚水を処理するものです。微生物は生き物ですので、台所では、油や野菜くずをなるべく流さないようにしましょう。トイレでは、洗剤の使い過ぎに注意しましょう。また、微生物に空気を送る「ブロー」の電源は勝手に切らないでください。

御代田町であった浄化槽のトラブル

●草刈り機でトレンチの検水口を傷つけてしまった。

●浄化槽の上でたき火をして浄化槽が使えなくなりました。

●浄化槽のマンホールを土で埋めたり、物を置いたりして保守点検できなくなりました。

●薬品を排水溝に流してしまい微生物が全滅してしまいました。

問い合わせ先
町民課環境衛生係
(内線47)

項目	内容	備考	依頼先
1 保守点検 (浄化槽法第10条)	機器の点検・修理・消毒剤の補充を行います。	家庭用浄化槽は年に3～4回以上(浄化槽の種類・処理方式により、回数が定められています。)	浄化槽保守点検業者表 (長野県知事登録) http://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/kensei/soshiki/soshiki/kencho/haisui/documents/hosyumeibo260731.pdf
2 清掃 (浄化槽法第10条)	浄化槽の中に溜まった汚泥などを抜き取ります。	毎年1回以上(浄化槽の処理方式により、回数が定められています。)	■(有)博衛企業 (御代田町許可業者) (32)2416
3 法定検査 (浄化槽法第7条・第11条)	浄化槽の水質、外観、機器、維持管理の書類等を検査します。	「設置後検査」 —使い始めて4カ月以後8カ月以内に1回 「定期検査」—毎年1回	■(社)長野県浄化槽協会 東信検査センター 0267(63)1105



① 石油ストーブ



不燃の粗大ごみです。井戸沢処分場へ直接搬入してください。また、タンクに石油が残っていると出火する危険がありますので、必ず使い切ってください。

② 住居洗剤などのボトルポンプ



誤 不燃ごみ
正 プラスチック製容器包装
プラスチックの付いているものは、ポンプの部分も含めてプラスチック製容器包装として捨ててください。霧吹き等の製品として購入したものは不燃ごみになります。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)

平成27年
4月1日
から

御代田町環境保全条例施行規則を一部改正

面積1,000㎡以上の土地への太陽光発電設備の設置は形質変更が無くとも届出が必要となります。

国において再生可能エネルギーの活用政策が推進され、町内でも太陽光発電設備の設置が増加しています。しかし、設置が進む中で、特に大規模な太陽光発電設備については、事業者が隣接者へ十分な説明をしていないなど、設置の際のトラブルも発生している状況です。

町では現在、1,000㎡以上の土地に太陽光発電設備を設置する際、御代田町環境保全条例の規定により形質変更(切土・盛土)が発生する場合は届出対象としていますが、形質変更の伴わないものに関しては届出不要です。このような状況から、上記のトラブルを回避するとともに、災害の発生防止を図ることを目的に、形質変更が無くとも、設置自体に届出が必要となるよう御代田町環境保全条例施行規則を一部改正しました。

施行規則の一部改正が施行されるのは4月1日です。

4月1日以降、1,000㎡以上の土地へ太陽光発電設備を設置する工事に着手される方は、形質変更の有無に関わらず必ず開発行為の届出が必要となります。

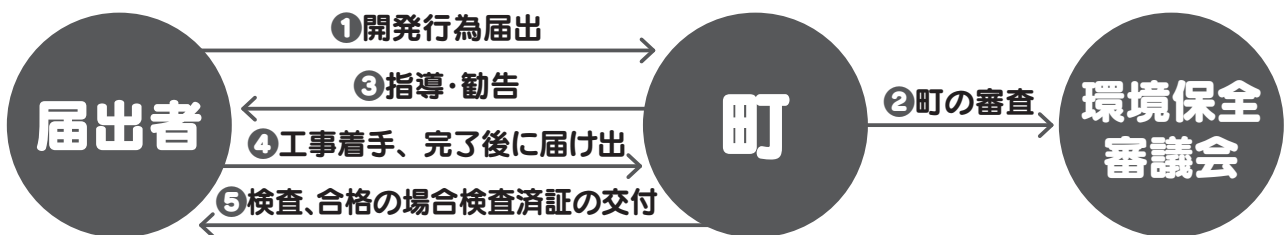
設置を計画されている方は、早めの相談をお願いします。

届出が必要な開発行為(条例第14条第1項、第15条第1項、規則第6条)

種類	届出が必要となる行為
宅地造成 別荘分譲 土地の開墾 区画・形質変更	面積1,000㎡以上の土地が対象 区画変更:境界の変更等で土地の分筆も含む 形質変更:30cmを超える切土、盛土、土木工事により土地の物理的形状の変更(抜根を伴う樹木の伐採も対象です)
建築物の新築・増築・改築	高さ13m以上又は、延べ面積500㎡以上
その他工作物の新築・増築・改築	送水管:長さ30m以上 道路:500m以上 鉄塔:高さ30m以上 ※太陽光発電設備(土地に自立して設置するものに限る)土地の面積1,000㎡以上
土石の採取	面積300㎡、又は容積1,500㎡以上

※部分は4月1日以降の工事着手が適用となります。形質変更が伴うものについては、4月1日前でも従来どおり届出が必要です。

開発行為の流れ



届出の受理から、工事着手が可能となる不勧告を通知するまで、3週間程度要します。

詳しくは、建設水道課都市計画係までお問い合わせください。

問い合わせ先 内線(39・75)